

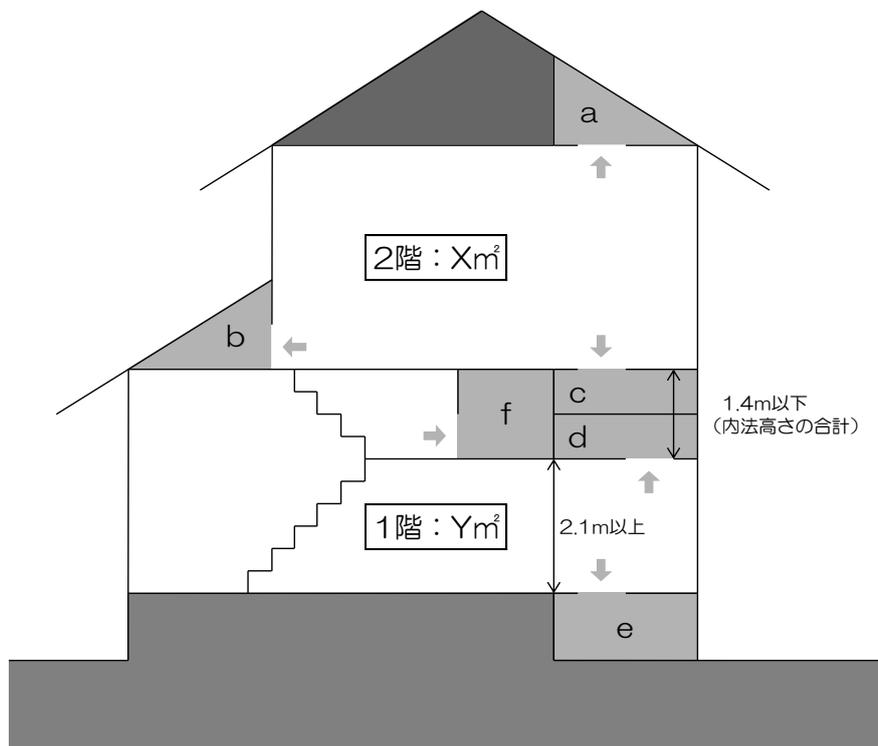
1-2 小屋裏物置等について

建築基準法施行令第2条第1項第8号の規定による階数の算定において、階とみなさない小屋裏物置等に関する取扱いを、以下のとおり定める。

- 1 次の各号に掲げる要件を全て満たす小屋裏物置等は、階とみなさない。
  - (1) 小屋裏物置等は、「小屋裏」、「天井裏」又は「床下」の余剰空間を利用して設けるもので、その用途は収納であること。  
 なお、小屋裏とは、小屋組によりできる三角形の余剰空間を、天井裏及び床下とは、階と階の間や階の下にできる余剰空間を指す。
  - (2) 小屋裏物置等を設ける建築物の用途は、住宅であること。
  - (3) 1の階に存する小屋裏物置等の部分の水平投影面積の合計は、当該小屋裏物置等が存する階の床面積の2分の1未満であること。  
 また、小屋裏物置等を階の中間に設ける場合は、小屋裏物置等の部分の水平投影面積の合計が、その接する上下それぞれの階の床面積の2分の1未満であること。【図1】
  - (4) 小屋裏物置等の最高内法高さは、1.4m以下であること。  
 また、図1のc及びdのように、上下階にそれぞれ小屋裏物置等が存在し、上下に連続する小屋裏物置等を設ける場合は、内法の高さの合計が、1.4m以下であること。
  - (5) 図1のdやfのように、小屋裏物置等を階の中間に設ける場合は、当該部分の直下の天井高さが、2.1m以上であること。
  - (6) 小屋裏物置等に設けるはしご等は、固定式のものでないこと。
  - (7) 小屋裏物置に換気窓として開口部を設置する場合は、開口部の面積が、小屋裏物置等の面積の20分の1未満であること。

- 2 図1のfのように、階段等から利用する小屋裏物置等についても、前ページの1の各号に掲げる要件を全て満たす場合は、階とみなさない。
- 3 図1のbやfのように、水平方向から物の出し入れを行う小屋裏物置等を設置する場合は、当該小屋裏物置等とその他の部分を、壁又は戸等で区画すること。

【図1】



凡例

- a : 2階小屋裏物置の水平投影面積
- b : 2階から利用する1階小屋裏物置の水平投影面積
- c : 2階床下物置の水平投影面積
- d : 1階天井裏物置の水平投影面積
- e : 1階床下物置の水平投影面積
- f : 階段等から利用する1階天井裏物置の水平投影面積
- X : 2階の床面積
- Y : 1階の床面積
- : 物の出し入れ方向

階とみなさない要件

前ページの1の(3)の要件の例示は、以下のとおり。

$$a + b + c < X/2$$

$$d + e + f < Y/2$$

$$b + c + d + f < X/2 \text{ かつ } Y/2$$

関連条文	建築基準法施行令第2条第1項第8号
参考	